

多摩市における歯科口腔保健に関する実施事業

	事業	概要
妊 娠 期	妊婦歯科健康診査	母子保健法に基づき、妊婦に対し、歯科医師による歯科健康診査及び歯科衛生士による個別歯科保健指導を実施
乳 幼 児 期	1歳6か月児歯科健康診査 2歳歯っぴー(2歳児) 歯科相談 3歳児歯科健康診査 保育所における歯科健康診査	母子保健法に基づき、歯科健康診査と個別歯科保健指導を実施(1歳6か月児、3歳児は一般健康診査にあわせて実施。2歳児歯科相談は予約制) 児童福祉法(最低基準及び保育指針)に基づき、保育所入所児童の歯科健康診査を実施
学 齢 期	ブラッシング指導事業 フッ化物塗布事業 学校歯科健診	小学校4年生、中学校1年生にブラッシング指導を実施 小学校1年生にフッ化物塗布を実施 学校保健安全法に基づき、小中学生の歯及び口腔の健康診断を実施
成 人 期	歯周病検診 歯周病相談	健康増進法に基づく健康増進事業として、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳を対象に市内実施医療機関において歯周疾患検診を実施 健康増進法に基づく健康増進事業として、歯科医師による診察及び歯科衛生士による歯みがき指導を実施
高 齢 期	多摩市後期高齢者医療被保険者 歯科健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業として、76歳から86歳までの2歳刻みの年齢の方を対象に歯科健康診査を実施
そ の 他	摂食えん下機能診療 休日応急歯科診療 多摩市障がい児者歯科診療事業 (ふれあい)	高齢者を対象に摂食嚥下に係る診察・指導を実施 応急処置が必要な患者を対象に休日の歯科診療を実施 受診の機会が比較的少ない障がい児(者)の歯科の治療を必要とする患者に対し、歯科診療と相談指導を実施